# 日向市ひまわり基金条例

平成元年10月20日 条例第35号

#### (設置)

第1条 日向市の産業、文化等の振興を図るため、ふるさと創生基金を設置する。

#### (名称)

第2条 ふるさと創生基金の名称は、日向市ひまわり基金(以下「基金」という。)とする。

## (積立額)

第3条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

## (管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

## (運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、毎会計年度の一般会計歳入歳出予算に計上し、当該基金の設置目的のために支出するものとする。

#### (繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

#### (処分)

第7条 市長は、第1条に規定する基金設置の目的を達成するために必要があると認める場合に限り、 基金の全部又は一部を処分することができる。

#### (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年3月19日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年3月21日条例第26号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成14年6月19日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年9月30日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。